

かぶるきつかけが 事故では遅い。



自転車に乗るすべての人の
ヘルメット着用は努力義務です。

(道路交通法〔第63条の11〕の改正／令和5年4月1日施行)

*国内最大の公募広告賞〔宣伝会議賞〕一般部門「自転車に乗るすべての人がヘルメットをかぶろうと思えるアイデア」受賞キャッチコピー

JATRAS
Education
一般財団法人 日本交通安全教育普及協会

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION
警 視 庁


Kabuto
カブト、かぶる。